

いわて地域密着型サービス協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いわて地域密着型サービス協会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、理事会で決定するところに置く。

(目的)

第3条 この会は、地域と共に歩む為に、会員事業所の人財育成及び資質の向上を図り、地域密着型サービスや、地域共生のあるべき姿、存在意義を広く浸透させていくことを行うために、調査研究及び研修、情報収集・提供、広報活動などを行うほか、行政その他関係機関・団体との連携・連絡・調整などを行い、会員事業所の充実及びサービスを利用する利用者の信頼の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 認知症をはじめとする全ての住民に優しい地域づくりの推進
- (2) 人財育成と介護現場環境改善を図るための事業
- (3) 会員事業所のニーズに応じた研修会・講演会・セミナー等の開催
- (4) 高齢者福祉及び地域共生に関する行政への提言
- (5) 高齢者福祉及び地域共生に関する調査・研究
- (6) 会員への情報提供・広報・啓発
- (7) 会員相互間の交流
- (8) 地域密着型サービス事業所等の健全な運営と質の向上を図る為の事業
- (9) 自然災害を想定した防災対策と、被災事業所への支援、協力体制の確保
- (10) 他団体との連携、協働
- (11) その他この協会の目的を達成するための事業

第2章 会員及び会費

(会員の種別)

第5条 この会は、次の会員を持って構成する。

- (1) 正会員：この会の目的に賛同して入会した福祉共生関連サービス事業所
- (2) 準会員：正会員以外の個人又は団体

2 正会員は、総会における議決権を有するものとする。

(入会)

第6条 この会に入会しようとする者は、入会申込書(様式1)を会長に提出しなければならない。

- 2 入会申込書の提出があったとき、会長は前条第1項各号に該当すると認められるときは入会を認める。
- 3 入会が認められた事業所は、速やかに会費を納入し、会費の納入された月から会員となる。

(会費)

第7条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- | | | | | |
|-----|-----|------|--------------|-----------|
| (1) | 正会員 | 年額 | 10,000円 | (1事業所につき) |
| | | | ※初年度は20,000円 | |
| (2) | 準会員 | 個人会員 | 年額 | 5,000円 |
| | | 賛助会員 | 年額 | 30,000円 |

- 2 会員は、別に送付する納入通知書により定められた期日までに納入するものとする。
- 3 会員が支払うときは、毎事業年度の4月1日から5月31日までに納入するものとする。
- 4 年度途中で準会員から正会員になった場合は、当該年度の正会員の会費の納入は必要ないものとする
- 5 5事業所以上の複数の事業所を保有する法人の場合、上限を100,000円とし、それ以降の事業所については徴収しないものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当したときは、その会員資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員である事業所・団体が消滅し、または個人会員が死亡したとき。
- (3) 会員が、正当な理由もなく会費を滞納し、理事会において退会を決議したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式第2)を会長に提出するものとする。

(抛出金品の不返還等)

第10条 退会又は除名となったものは、既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

- 2 会員はその資格を喪失するに際し、この会の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第3章 役員及び事務局

(役員の種類及び定数)

第11条 この会には次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上18名以下
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 会長を1名、副会長を2名以内置く。

(理事の選任)

- 第12条 理事は、総会において選任する。但し、欠員が生じた場合、その補充については理事会において選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の互選とする。
 - 3 監事は、理事を兼ねることはできない。

(理事の任期)

- 第13条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された理事役員の任期は、前任または現任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を 任期の末日後最初の総会が終結されるまで延長することができる。

(欠員の補充)

- 第14条 役員は、定員に達しない状況が発生した場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、役員会においてその役員を除いた役員総数(監事を除く)の過半数の議決によりこれを解任することができる。但し、その役員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令または会則に著しく違反する行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行が堪えられないと認められたとき。
 - (3) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められたとき。

(役員職務)

- 第16条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、予め指名された副会長がその職務を代行する。
 - 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 役員業務執行の状況またはこの会の財産について、役員に意見を述べ、もしくは役員会の招集を請求すること。
 - (5) 監事は、理事会における議決権を持たない。

(顧問・学識理事)

- 第17条 この会に顧問・学識理事を置くことができる。
- 2 顧問・学識理事は、会長の推薦により理事会の承認を得て委嘱する。
 - 3 顧問・学識理事は、会長の諮問に応ずるとともに、適宜、理事会、委員会に出席し意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

4 顧問・学識理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第18条 この会の事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局長その他職員は、会長が任免する。

3 事務局長は、会長の指示のもとに、事務局を総括し、日常の事務処理を行う。

4 事務局運営を外部に委託することができる。なお、委託業務の適正を期するため会長は、理事の中から事務局担当理事を指名し、委託先との連携・調整にあたるほか、定期的に会計事務の確認を行うものとする。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 この会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の開催)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する

(議長)

第22条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

(議決)

第24条 総会の議決事項は、出席した正会員の過半数の賛成により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。但し、書面をもってあらかじめ意思表示したものは、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数。なお、書面もしくはファックスによる表決者または書面表決者については、その旨を明記する。

(4) 開催目録、審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) 総会議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名の署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第26条 この会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(理事会の開催)

第28条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から開催の請求があったとき。
- (3) 監事から開催の請求があったとき。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がその任にあたる。

(定足数)

第30条 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。

(議決)

第31条 理事会の議事は出席理事の過半数の賛成により決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席した理事（委任状含む）の氏名
- (3) 開催目録、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 ブロック支部

(ブロック支部)

第33条 この会は、事業を広く普及するために、予め区分けしたブロックごとに支部を置く

ことができる。

- 2 支部には、支部長を置き、ブロック支部長は理事が兼務する。
- 3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 この会に第4条に掲げる事業を推進するため次の委員会をおくことができる。なお、必要な委員会は理事会に諮りその都度決定する。

- (1) 研修委員会
- (2) 調査研究委員会
- (3) 広報委員会
- (4) その他会長が必要と認める委員会

第8章 会計

(会計)

第35条 この会の経費は、次に掲げる収入によってまかなう。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) その他の収入

(会計年度)

第36条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 この会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度最初の総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第38条 毎事業年度終了後、会長は、事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第8章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第39条 規約を変更する場合は、理事会の発議により、総会において出席正会員の3分の2以上の賛成により変更することができる。

(解散)

第40条 この会を解散する場合は、理事会の発議により、総会において出席正会員の4分の3以上の賛成により決議しなければならない。

第9章 雑則

(委任)

第41条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和元年6月17日より施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、任期は令和3年定期総会の終結の時までとする。